

平成29年3月7日
道路局高速道路課
路政課

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令の一部を改正する政令の閣議決定について

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）に出資することができる地方公共団体を規定している独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令を改正し、機構に出資等を行うことができる地方公共団体にさいたま市を追加することとします。

1. 背景

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成17年政令第202号。以下「機構法施行令」という。）第1条第1号において、首都高速道路に係る業務に充てるため機構に出資できるとされる地方公共団体が規定されております。

今般、機構法施行令を改正し、機構に対し出資等を行うことができる地方公共団体としてさいたま市を追加することとします。

2. 改正の概要

機構法施行令第1条第1号に規定する首都高速道路に係る業務に充てるため機構に出資できるとされる地方公共団体にさいたま市を加えることとします。

3. スケジュール

公布・施行日：平成29年3月10日（金）

問い合わせ先

国土交通省道路局	高速道路課	有料道路利用調整官	福原 和弥	(内線38-332)
	路政課	企画専門官	濱崎 真也	(内線37-332)

代表：03-5253-8111

直通：03-5253-8499（高速道路課） 03-5253-8480（路政課）

FAX：03-5253-1619（高速道路課） 03-5253-1616（路政課）